

沿岸広域振興局長告示第38号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年3月29日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

1 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200602	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	宮古市社会福祉協議会門馬デイサービス事業所	岩手県宮古市区界第3地割32番地	平成28年3月31日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200610	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	宮古市社会福祉協議会小国デイサービス事業所	岩手県宮古市小国第20地割32番地3	平成28年3月31日